

建設・解体・改修工事業者のみなさまへ

北九州市では、建設・解体工事に伴う「粉じん」や「騒音・振動」の苦情が増えていきます。苦情が発生すると以下のようなリスクがあります。

苦情が発生しないよう、以下の項目を苦情の未然防止にご活用いただくとともに、苦情が発生した場合には、真摯にご対応いただきますようお願いします。

○工事前の事前対策

- 周辺住民に、工事内容などの説明を行う
- 周辺住民に、工事内容や騒音・粉じん対策、連絡先などを示したチラシを配布する
- 低騒音・低振動の工法・建設機械を選択する
- 解体、改造、補修工事においては、アスベストの事前調査を実施する

○粉じん対策

- こまめに散水を実施する
- 防じんシートを設置する
- 重機の操作や資材・解体物等の積み下ろしをていねいに行う

○騒音・振動対策

- 防音シート・パネルを設置する
- 重機の操作や資材・解体物等の積み下ろしをていねいに行う
- 作業時間の変更や短縮を実施する（早朝・夜間・休日を避ける）

○掲示の徹底

- 解体、改造、補修工事においては、アスベストの事前調査結果を掲示する

○苦情が発生した場合には

- 作業内容の見直しや散水強化などの対策を検討する
- 工事の状況や対策内容を苦情者にていねいに説明する
- ☞ 苦情が発生した場合、環境局が現地確認し、必要な指導を行います。

「予告なしに工事が始まった・・・」、「現場担当者に苦情を言ったが聞いてもらえなかつた・・・」などの、施工者に対する不安感や不信感が苦情につながるケースが多く見受けられます。工事の事前説明や誠実な対応により、近隣住民の理解を得ることができます。円滑な工事の実施につながります。

その他

◇騒音規制法・振動規制法に基づく届出

特定建設作業を行う場合は、騒音規制法又は振動規制法に基づく届出が作業開始日の7日前までに必要となります。



所管部署：環境局環境監視課

TEL：093-582-2290

電子申請URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/noise4>

○届出対象の作業(特定建設作業)の種類

騒音	振動
1 くい打機・くい抜機（※一部除く）	1 くい打機・くい抜機（※一部除く）
2 びょう打機	2 鋼球
3 さく岩機	3 舗装版破碎機
4 空気圧縮機(出力 15kW 以上)	4 大型ブレーカー
5 コンクリートプラント(容量 0.45m ³ 以上)等	
6 バックホウ(低騒音型を除き、出力 80kW 以上)	
7 トラクターショベル(低騒音型を除き、出力 70kW 以上)	
8 ブルドーザー(低騒音型を除き、出力 40kW 以上)	

◇建設リサイクル法に関する届出

特定建設資材を用いた一定規模以上の建築・解体工事については、建設リサイクル法に基づき、工事の7日以上前までに届出が必要になります。



所管部署：都市戦略局建築指導課

TEL：093-582-2531

電子申請URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure/1094694387545686662>

○特定建設資材

- ・コンクリート
- ・木材
- ・コンクリート及び鉄からなる建設資材(コンクリート平板、U字溝等の二次製品)
- ・アスファルト・コンクリート

○届出対象の工事

対象工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負金額 1億円 以上
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額 500万円 以上